

議案第 8 号

財産の減額貸付けについて

保育所の敷地等の用に供するため、次のとおり普通財産（土地及び建物）を減額貸付けする。

1 貸付けする普通財産

(1) 土地

所 在	地 積
野田市谷津 6 8 2 番 1、6 8 2 番 2	2, 6 1 7. 9 6 m ²

※ 従物のうち遊具を除く。

(2) 建物

所 在	構 造	床面積
野田市谷津 6 8 2 番地の 2	鉄骨造平屋建	7 7 1. 8 2 m ²

2 貸付けの相手方

千葉県野田市中野台 5 6 4 番地の 2

株式会社コピーアンドアソシエイツ 代表取締役 小林 照男

3 貸付けの期間

(1) 土地 令和 9 年 4 月 1 日から令和 3 9 年 3 月 3 1 日まで

(2) 建物 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

※ 建物については、公私連携保育所の運営開始後 5 年を目途に園舎の建替えを行うため 5 年間とする。

4 減額後の貸付料の年額

次により算出した額の 2 分の 1 の額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

(1) 土地 令和 8 年 4 月 1 日現在における当該土地に係る近傍宅地の固定資産税相当額（契約後の評価替えにより改定した場合は、改定後の額）の 3 倍の額（年額 1, 3 4 6, 9 4 0 円）

(2) 建物 令和 8 年 4 月 1 日現在における当該建物に係る固定資産評価額

(契約後の評価替えにより改定した場合は、改定後の額)に100分の6及び100分の110を乗じて得た額(10円未満切り捨て)
(年額 614,140円)

令和8年8月31日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

公私連携型保育所への移行に伴い、野田市立北部保育所の土地及び建物を現指定管理者が公私連携保育法人として継続して保育所の用に供するため、当該土地及び建物を減額貸付けしようとするもの